

中土佐町地域防災計画

[資料編]

令和4年4月

中土佐町防災会議

中土佐町地域防災計画

〔資料編〕

目 次

1 中土佐町防災会議条例	1
2 災害対策本部条例	3
3 急傾斜地崩壊危険箇所	4
7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	4
8 避難場所・避難所一覧	5
9 消防関係	12
10 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所一覧	13
11 防災関係機関一覧	14
12 地震発生時に津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区	17
13 水防管理団体	18
14 重要水防区域	20
15 急傾斜地崩壊危険区域指定済一覧表	21
16 水位観測所一覧表	22
17 気象観測所（雨量、検潮、風力等）一覧表	22
18 高知県設置計測震度計	23
20 排水機場	24
21 水防施設（倉庫等）及び備蓄資材器具	24
22 水防管理団体の現況	25
23 水防関係団体電話一覧表	26
24 土木詰所廃止に伴う災害時における連絡場所	28
25 諸用語	28
26 水防関係資料	30

2 7	災害救助法の適用基準.....	35
2 8	災害救助法による救助の程度と期間	36
2 9	被害状況報告.....	40
3 0	炊き出し予定施設.....	42
3 1	防疫薬剤の使用基準	42
3 2	処理施設.....	43
3 3	交通規制区分.....	43
3 4	従事命令、協力命令	44

1 中土佐町防災会議条例

平成18年1月1日

条例第22号

改正 平成18年6月20日条例第210号

平成18年12月27日条例第224号

平成25年3月28日条例第3号

平成27年1月29日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、中土佐町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中土佐町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条に規定する水防計画に関すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 高知県の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 町の消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 町長が指定する団体の長又はその団体の長が内部の職員のうちから指名する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (10) 女性の視点から防災・減災・復興について提言できる者のうちから町長が任命する者
- (11) その他町長が特に必要と認める者

6 前項の委員の定数は、25人以内とする。

7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年6月20日条例第210号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月27日条例第224号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年1月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害対策本部条例

中土佐町災害対策本部条例（平成18年条例第23号）

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、中土佐町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

3 土砂災害危険区域等の指定状況

巻末資料「土砂災害警戒区域等の指定状況」（県資料「中土佐町」分） 参照

4 警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	住所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久礼小学校	中土佐町久礼7758-1	急傾斜地の崩壊
久礼中学校	中土佐町久礼7753	急傾斜地の崩壊
上ノ加江小学校・上ノ加江保育所	中土佐町上ノ加江5581	急傾斜地の崩壊
大野見小学校	中土佐町大野見吉野219	急傾斜地の崩壊
大野見中学校	中土佐町大野見吉野219	急傾斜地の崩壊
人権啓発センター	中土佐町久礼5251-1	急傾斜地の崩壊
グループホームなかとさ	中土佐町上ノ加江706-1	急傾斜地の崩壊
大野見保健福祉センター・大野見診療所	中土佐町大野見吉野234	急傾斜地の崩壊・土石流
大野見保育所	中土佐町大野見吉野16-2	急傾斜地の崩壊・土石流
大野見荘	中土佐町大野見吉野118	急傾斜地の崩壊
北の里	中土佐町大野見寺野109	急傾斜地の崩壊
せせらぎ園	中土佐町大野見梅ノ川57	急傾斜地の崩壊

5 避難場所・避難所一覧

(1) 避難所（指定避難所）

災害等から住民の安全を確保し、避難者の収容が可能な施設を避難所として指定する。

【久礼地区】

	名称 所在地	構造 階層	建築年月	有効面積 収容人数	非常用 電源	冷暖房	L 2 浸水	管理者
1	大北集会場	鉄骨	S50	162		○		大北集会場管理組合
	久礼3954-2、3956	1	(1975)	38				
2	長沢地区多目的集会所	木造	S62	114		○	×	長沢地区多目的集会所管理組合
	久礼1981-1	1	(1987)	38				
3	道の川交流館	木造	H14	99		○	×	道の川地区
	久礼4663-1	1	(2002)	14				
4	萩原集会所	木造	S62	48		○	×	萩原集会所管理組合
	久礼4990	1	(1987)	16				
5	築港東公民館	木造		31		○	×	築港東地区
	久礼5513	1	不明	12				
6	大野集会所	木造		45		○	×	大野地区
	久礼5822	1	不明	14				
7	大坂地区多目的集会所	木造	H10	146		○	×	大坂生活協同組合
	久礼228-20	1	(1998)	48				
8	中土佐町納骨堂	R C	S61	145		○		中土佐町
	久礼6999	1	(1986)	57				
9	久礼小学校体育館	鉄骨	S54	720		○		中土佐町教育委員会
	久礼7758-1	2	(1979)	192				
10	久礼小学校	R C	S54	933		○		中土佐町教育委員会
	久礼7758-1	3	(1979)	532				
11	久礼中学校体育館	R C	H23	508		○		中土佐町教育委員会
	久礼7753	1	(2011)	236				
12	久礼中学校	R C 混	H23	933		○	○	中土佐町教育委員会
	久礼7753	2	(2011)	210				
13	中土佐町民交流会館	R C	H6	304		○	×	中土佐町
	久礼6584、6584-1	2	(1994)	101				
14	人権啓発センター	鉄骨	S52	506		○	×	中土佐町教育委員会
	久礼5251-1	2	(1977)	168				
15	黒潮本陣	R C	H8	886		○		中土佐町
	久礼8009-1	4	(1996)	80				
16	黒潮本陣コテージ（6棟）	木造	H8	360		○		中土佐町
	久礼8009-1	2	(1996)	48				
17	久礼保育所	RC,S	R2	1,745		○	○	中土佐町教育委員会
	久礼7749-1	1	(2020)	174				

【上ノ加江・矢井賀地区】

	名称 所在地	構造 階層	建築年月	有効面積 収容人数	非常用 電源	冷暖房	L 2 浸水	管理者
1	笹場体育館	R C	H10	514	○			中土佐町教育委員会
	上ノ加江5163-4	1	(1998)	164				
2	旧笹場小学校	R C	H10	270				中土佐町
	上ノ加江5163-4	2	(1998)	76				
3	上ノ加江老人憩いの家	木造	H2	68		○	×	中土佐町
	上ノ加江2742-3	1	(1990)	22				
4	山内集会所	木造	H8	34		○		山内園芸生産組合
	上ノ加江1423-2	1	(1996)	8				
5	善賢寺	木造	H8	90			×	大川内地区
	上ノ加江2332	1	(1996)	30				
6	上ノ加江小学校体育館	鉄骨	H2	404	○			中土佐町教育委員会
	上ノ加江5581	1	(1990)	149				
7	上ノ加江小学校	木造他	H2	492		○		中土佐町教育委員会
	上ノ加江5581	2	(1990)	228				
8	旧上ノ加江中学校体育館	鉄骨	S57	462			×	中土佐町教育委員会
	上ノ加江5624-1	1	(1982)	154				
9	中土佐町スポーツ文化センター	鉄骨	H8	690		○	×	中土佐町教育委員会
	上ノ加江788-1	1	(1996)	230				
10	上ノ加江農業構造改善センター	鉄骨	H5	280		○	×	土佐くろしお農業協同組合
	上ノ加江779-1	1	(1993)	93				
11	上ノ加江公民館	鉄骨	R2	197		○	×	中土佐町教育委員会
	上ノ加江2767-2	2	(2020)	65				
12	小矢井賀資機材倉庫	木造	R2	75	○	○		中土佐町
	矢井賀乙520-37	1	(2020)	16				
13	矢井賀高齢者コミュニティーセンター	木造	S62	113		○	×	中土佐町
	矢井賀甲184-2	1	(1987)	37				
14	旧矢井賀小学校体育館	R C	S61	380			×	中土佐町教育委員会
	矢井賀甲435	1	(1986)	126				
15	旧矢井賀小学校	R C	S61	220			×	中土佐町
	矢井賀甲435	2	(1986)	73				
16	矢井賀資機材倉庫	木造	H29	75	○	○		中土佐町
	矢井賀甲663-19	1	(2017)	16				

【大野見地域】

	名称 所在地	構造 階層	建築年月	有効面積 収容人数	非常用 電源	冷暖房	L 2 浸水	管理者
1	萩中集落センター	木造	S56	131		○		萩中地区
	大野見萩中1237	1	(1981)	20				
2	下ル川集落センター	木造	S55	119		○		下ル川地区
	大野見下ル川1435	1	(1980)	20				
3	大股農業共同館	木造	S54	94		○		大股地区
	大野見大股619	1	(1979)	20				
4	北の里	R C	H1	799		○		中土佐町
	大野見寺野109	2	(1989)	20				
5	寺野体育館	鉄骨	S57	688	○			中土佐町教育委員会
	大野見寺野155	1	(1982)	152				
6	四万十源流の里	鉄骨・木造	S58	668		○		中土佐町
	大野見神母野652	1	(1982)	73				
7	神母野集落センター	木造	S55	131		○		神母野地区
	大野見神母野1025-1	1	(1980)	20				
8	久万秋公民館	木造	S48	92		○		久万秋地区
	大野見久万秋231	1	(1973)	24				
9	大野見振興局	R C	S53	533	○	○		中土佐町
	大野見吉野12	3	(1978)	38				
10	大野見青年の家	耐火	S49	1,328		○		中土佐町教育委員会
	大野見吉野232	3	(1974)	90				
11	大野見体育館	鉄骨	S51	932		○		中土佐町教育委員会
	大野見吉野232	1	(1976)	160				
12	大野見保健福祉センター	R C	H8	630	○	○		中土佐町
	大野見吉野232	1	(1996)	58				
13	大野見小・中学校体育館	S R C	S60	806	○			中土佐町教育委員会
	大野見吉野219	3	(1985)	266				
14	大野見小学校	R C	S60	519		○		中土佐町教育委員会
	大野見吉野219	3	(1985)	154				
15	大野見中学校	R C	S58	487		○		中土佐町教育委員会
	大野見吉野219	3	(1983)	107				
16	吉野老人憩いの家	木造	S52	132		○		吉野地区会
	大野見吉野193	1	(1977)	18				
17	喜田多目的集会所	木造	H2	85				喜田地区
	大野見奈路572	1	(1990)	22				
18	楨野々集会所	木造	S63	132	○	○		楨野々地区
	大野見楨野々245	1	(1988)	20				
19	竹原体育館	鉄骨	S54	400	○			中土佐町教育委員会
	大野見竹原689	1	(1979)	118				
20	集落活動センターみなみ	木造	H29	92		○		竹原地区
	大野見竹原689	1	(2017)	12				
21	野老野公民館	木造	S28	50		○		野老野地区
	大野見野老野507	1	(1953)	12				

(2) 津波緊急避難場所（指定緊急避難場所）

津波の危機から生命の安全を確保するため、地震発生直後から津波が終息するまでの間、緊急的に避難する場所を指定する。

名称	所在地	面積	管理者	人数
久礼小学校グラウンド	久礼 7758-1	4,966 m ²	中土佐町 教育委員会	2,000
久礼中学校グラウンド	久礼 7753	5,751 m ²	中土佐町 教育委員会	1,700
上ノ加江小学校グラウンド	上ノ加江 5581	2,219 m ²	中土佐町 教育委員会	900

(3) 津波一時避難場所

逃げ遅れにより津波緊急避難場所まで避難できない者が一時的に避難する建物等。

（別途、町津波避難計画で定めるものの他、自主防災会で定める。）

(4) 南海トラフ巨大地震時の避難場所

南海トラフ巨大地震（L2）発生時を想定した長期避難が可能な施設である指定避難所は、別途津波避難計画で検討する。

(5) 協定に基づく福祉避難所

大規模災害時に、災害時用配慮者の避難施設として、町内の福祉施設と福祉避難所に関する協定の締結を進める。また、実際の災害を想定した訓練の実施や、避難行動に要する資機材や設備等の導入を支援する。

	名称 所在地	受入予定人数		L1 浸水	L2 浸水
		うち要配慮者	うち介助者		
1	養護老人ホーム 双名園	40	20	20	×
	久礼5998				
2	特別養護老人ホーム 望海の郷	6	6	×	×
	上ノ加江小湊277-10				
3	小規模多機能型居宅介護事業所 北の里	10	5	5	
	大野見寺野109				
4	特別養護老人ホーム 大野見荘	30	15	15	
	大野見吉野118				
5	障害者支援施設 せせらぎ園	40	20	20	
	大野見梅ノ川57				

(6) 津波避難における重点路線の通行確保

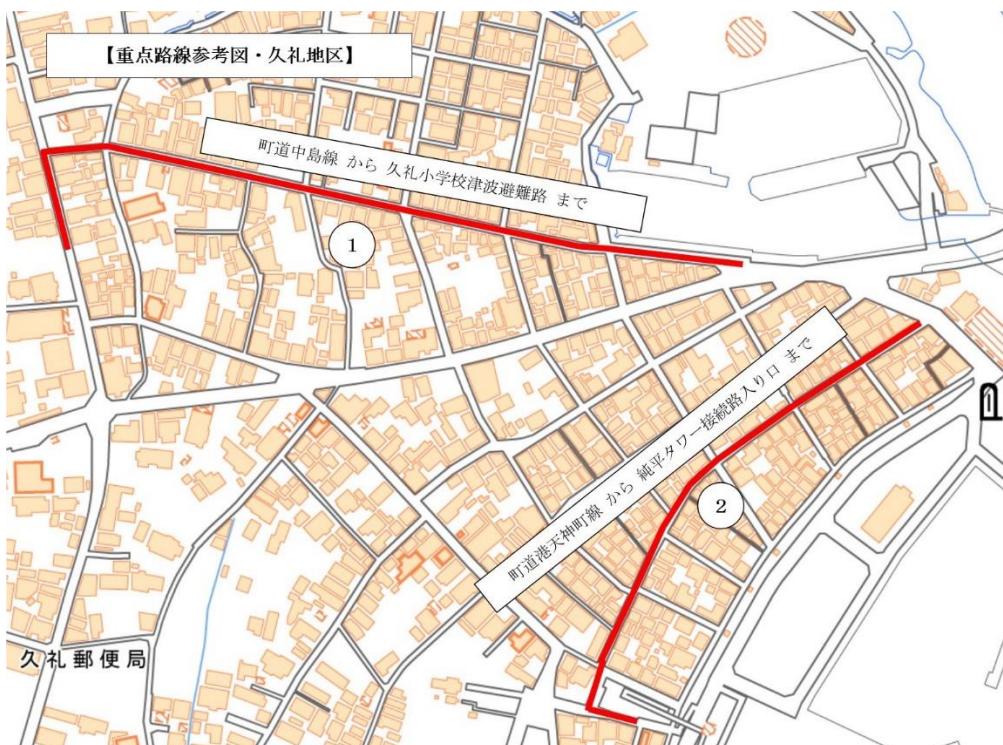
南海トラフ巨大地震の発生後、津波による人的被害の軽減を図るために、避難道となる道路の安全な通行の確保が最大の課題となっている。そのことをふまえ、避難する人数が特に多いと考えられ

る区間を重点路線と位置付け、2ヵ年度の时限を設定したうえで、安全な通行の確保を強力に推進していく。

重点路線の選定については、中土佐町重点避難路線選定委員会により選定を行った後、中土佐町防災会議において承認をするものとする。

路線番号	路線概要	重点対策期間	備考
1	町道中島線から 久礼小学校津波避難路まで	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日	久礼地区
2	町道港天神町線から 純平タワー接続路入り口まで		
3	海岸堤防から 中山北避難路北側上り口まで	令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日	上ノ加江地区
4	海岸堤防から 中山北避難路南側上り口まで		
5	海岸堤防から 中山南避難路北側上り口まで		矢井賀地区
6	海岸堤防から 中山南避難路南側上り口まで		
7	県道中土佐佐賀線から 旧矢井賀小学校正門まで		
8	県道中土佐佐賀線から 高齢者コミュニティーセンターまで		
9	第1号津波避難タワー接続路から 栄町津波避難道まで	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	久礼地区
10	町道札場旭町線から 清水川に沿って第2号避難タワーまで		

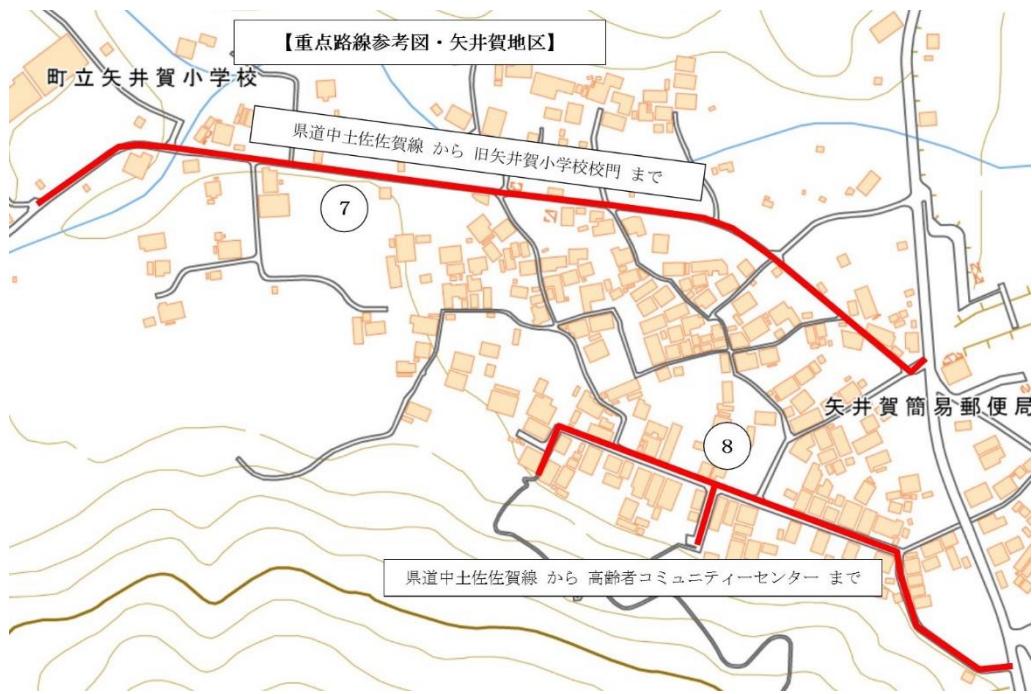
【久礼地区】



【上ノ加江地区】



【矢井賀地区】

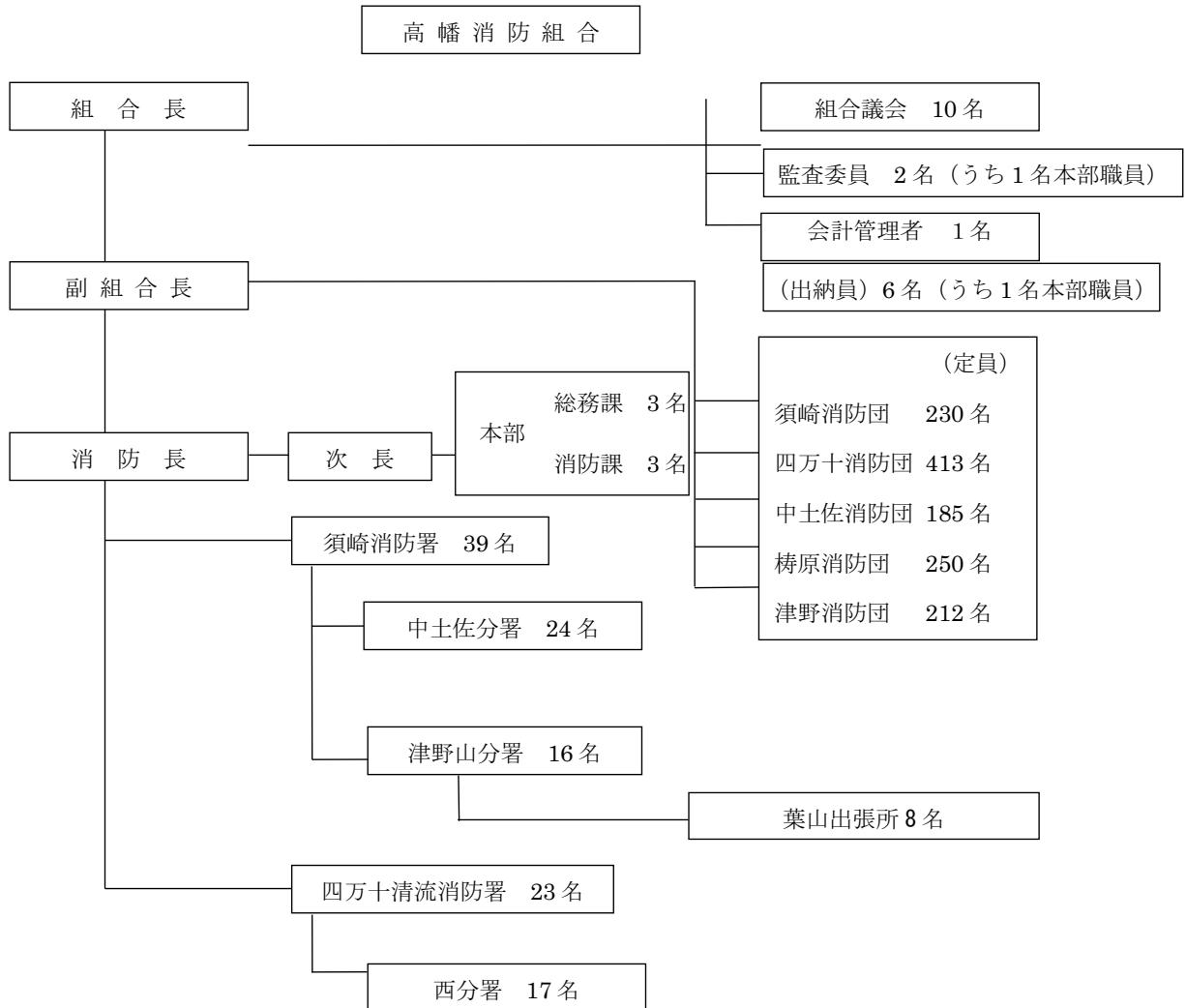


【久礼地区】



6 消防関係

(1) 高幡消防組合の組織（令和2年3月31日現在）



(2) 消防団員数（令和4年3月1日現在）

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	3	1					5
中央分団			1	1	4	14	42	62
上ノ加江分団			1	2	5	12	23	43
大野見分団			1	3	4	11	19	38
計	1	3	4	6	13	37	84	148

7 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所一覧

指定番号	場所名	所在地	面積	備考
1	笹場浜グラウンド	上ノ加江笹場	1,230 m ²	
2	上ノ加江漁協荷捌き場	上ノ加江 2574	2,170 m ²	
3	旧上ノ加江中学校グラウンド	上ノ加江 5624-1	10,700 m ²	
4	旧笹場小学校	上ノ加江 5163-4	1,692 m ²	
5	小草ふれあい公園	上ノ加江 6684	1,080 m ²	
6	上ノ加江小学校	上ノ加江 5581	1,230 m ²	
7	久礼小学校	久礼 7758	5,751 m ²	
8	久礼中学校	久礼 7753	2,430 m ²	
9	大野見中学校	大野見吉野 219	9,510 m ²	
10	大野見北（大股）	大野見大股	1,053 m ²	
11	大野見南（梅ノ川）	大野見梅ノ川	355 m ²	
12	旧矢井賀小学校グラウンド	矢井賀甲 435	1,748 m ²	

8 防災関係機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
【国の機関及び指定地方行政機関等】		
中央防災会議事務局	東京都港区麻布台1丁目6番19号	03-3583-8931
総務省	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号	03-5253-5111
文部科学省	東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号	03-5253-4111
国土交通省	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号	03-5253-8111
厚生労働省	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号	03-5253-1111
農林水産省	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号	03-3502-8111
消防庁	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号	03-5253-5111
四国管区警察局	香川県高松市サンポート3-33 高松合同庁舎9F	087-821-3111
四国財務局 高知財務事務所	高知市栄町2-2-10	088-822-9177
四国厚生支局	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎4F	087-851-9565
中国四国農政局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511
中国四国農政局 高知農政事務所	高知市本町4-3-41	088-875-7236
四国森林管理局	高知市丸ノ内1-3-30	088-821-2210
四国経済産業局	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎6F	087-811-8503
中国四国産業保安監督部 四国支部	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎5F	087-811-8581
四国運輸局 高知運輸支局	高知市桟橋通5-4-55 高知港湾合同庁舎	088-832-1175
大阪航空局 高知空港事務所	南国市物部	088-863-2621
高知海上保安部	高知市桟橋通5-4-55	088-832-7111
高知地方気象台	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088-822-8883
四国総合通信局	松山市味酒町2-14-4	089-936-5011
高知労働局	高知市南金田1-39	088-885-6010
四国地方整備局	高松市 サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-8061
高知河川国道事務所	高知市六泉寺町96-7	088-833-0111
高知港湾・空港整備事務所	高知市種崎874	088-847-3511

名 称	所 在 地	電話番号
【指定公共機関】		
日本郵便(株) 久礼郵便局	中土佐町久礼6619-5	0889-52-2934
大野見郵便局	中土佐町大野見吉野4	0889-57-2043
上ノ加江郵便局	中土佐町上ノ加江704-2	0889-54-0024
日本銀行 高知支店	高知市本町3-3-43	088-822-0001
日本赤十字社 高知県支部	高知市丸ノ内1-7-45	088-872-6295
日本放送協会 高知放送局	高知市本町3丁目3-12	088-823-2300
西日本高速道路(株) 四国支社	高松市朝日町4-1-3	087-823-2111
四国旅客鉄道(株) 高知保線区	高知市北本町2-7-42	088-882-0036
日本貨物鉄道株式会社 関西支社 四国支店	高松市香西南町347-2	087-882-6931
西日本電信電話株式会社高知支店	高知市帯屋町2-5-11	088-821-3466
四国電力送配電(株) 中村支社 (大野見地区)	四万十市中村大橋通6-9-21	0880-34-2161
須崎事業所 (中土佐地区)	須崎市池ノ内1315-8	0889-42-8912
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	高松市サンポート2-1	087-825-5352
	高松シンボルタワー サンポートビジネススクエア	
株式会社STNet 高知支店	高知市本町4丁目1-16	088-879-2480
【指定地方公共機関】		
(一社) 高知県医師会	高知市丸の内1-7-45	088-824-8311
(一社) 高岡郡医師会	須崎市東糺町5-10	0889-42-0814
(一社) 高知県バス協会	高知市大津乙1879-9	088-866-0505
土佐くろしお鉄道(株)	高知県四万十市駅前町7-1	0880-35-5240
とさでん交通(株)	高知市桟橋通4-12-7	088-833-7111
(一社) 高知県トラック協会	高知市南ノ丸町5-17	088-832-3499
(株)高知放送	高知市本町3-2-15	088-822-2111
(株)テレビ高知	高知市北本町3-4-27	088-880-1111
高知さんさんテレビ(株)	高知市若松町10-11	088-880-0033
(株)エフエム高知	高知市鷹匠町2-1-5	088-872-1100
(一社) 高知県LPGガス協会	高知市大原町80番地2	088-805-1622

名 称	所 在 地	電話番号
【警察関係】		
須崎警察署	須崎市山手町1-8	0889-42-0110
上ノ加江駐在所	中土佐町上ノ加江2415-1	0889-54-0032
久礼駐在所	中土佐町久礼6584-1	0889-52-2310
大野見駐在所	中土佐町大野見奈路482	0889-57-2132
【自衛隊】		
陸上自衛隊第14旅団	香川県善通寺市南町2-1-1	0877-62-2311
高知駐屯地	香南市香我美町上分3390	0887-56-3471
海上自衛隊 小松島航空隊司令	徳島県小松島市和田島町字洲端4-3	08853-7-2111
徳島教育航空群司令	徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	088-699-5111
【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】		
中土佐町商工会	中土佐町久礼6636-5	0889-52-2519
中土佐町社会福祉協議会	中土佐町久礼52-2	0889-52-2058
久礼漁業協同組合	中土佐町久礼8645	0889-52-2111
高知県漁業協同組合 上ノ加江支所	中土佐町上ノ加江2574	0889-54-0111
J A 高知県 大野見支所	中土佐町大野見奈路558	0889-57-2321
J A 土佐くろしお 本所	須崎市多ノ郷甲3751-11	0889-42-8001
須崎地区森林組合	須崎市安和925	0889-43-0030
梼原町森林組合	高岡郡梼原町広野647番地	0889-65-0121
【県関係】		
高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9798
高知県危機管理部 危機管理・防災課	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9320
【町関係】		
中土佐町役場	中土佐町久礼6663-1	0889-52-2211
上ノ加江支所	中土佐町上ノ加江2767-2	0889-54-0311
大野見振興局	中土佐町大野見吉野12	0889-57-2021
【消防関係】		
消防庁 震災等応急室	東京都千代田区霞が関2丁目1-2	
	平日 (9:30~17:45)	03-5253-7527
	上記以外	03-5253-7777
高幡消防組合本部	須崎市山手町1-7	0889-43-1272
高幡消防組合 中土佐分署	中土佐町久礼6653-1	0889-52-2319

9 地震発生時に津波による避難指示の対象となる地区

地 区 名	避難場所
久礼地区	久礼町分全域
	ヒソ
	大野
	築港西
	築港東
	鎌田西
	鎌田東
	小鎌田
	下和田
	上和田
	萩原
	道ノ川
	大棚
	松ノ川
	川崎
	大新改
	常賢寺
	長沢中下
	土居
	奥ノ谷
	古谷
	中大坂
	立目
	桜町
	元町
	小々草
上ノ加江地区	上ノ加江町分全域
	小草
	笹場
	押岡
	汐満
	土居
	大川内
	柿谷
	網代
矢井賀地区	池
	矢井賀
	小矢井賀

10 水防管理団体

1 高知県内の水防管理団体

法第2条に定める水防管理団体は34団体（34市町村）（平成20年1月現在）であり、このうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものとして知事の指定したものは、指定水防管理団体と呼ばれ、次のような事務を行わなければならない。

- イ 消防機関が水防事務を充分に処理できない場合は水防団を設置すること。
- ロ 水防計画を作成すること。
- ハ 水防協議会を設置すること。（任意設置：水防協議会を置かないときは防災会議で水防計画を定める）
- ニ 水防訓練を実施すること。

2 指定水防管理団体（昭和44.12.12告示第568号）

（法第4条による指定水防管理団体及び対象主要河川水系、沿岸海岸名）

(1) 高知市	市内一円(国分川水系、鏡川水系、仁淀川、甲殿・戸原海岸)
(2) 室戸市	佐喜浜川、尾崎川、椎名川、室津川、東の川、西の川、羽根川
(3) 安芸市	安芸川、穴内川、赤野川、西浜海岸
(4) 南国市	物部川水系、下田川、国分川、十市前浜海岸
(5) 土佐市	仁淀川水系、新居海岸
(6) 須崎市	奥浦川、桜川、御手洗川、新庄川、横浪海岸
(7) 宿毛市	渡川水系(中筋川)、福良川、伊与野川、松田川
(8) 土佐清水市	下の加江川、以布利川、加久見川、三崎川、宗呂川、貝の川川
(9) 四万十市	渡川水系
(10) 香南市	物部川、香宗川、吉川海岸
(11) 香美市	吉野川水系(穴内川)、物部川、国分川
(12) 東洋町	野根川
(13) 奈半利町	奈半利川
(14) 田野町	奈半利川
(15) 北川村	奈半利川
(16) 本山町	吉野川水系
(17) 大豊町	吉野川水系
(18) 土佐町	吉野川水系
(19) いの町	仁淀川水系
(20) 仁淀川町	仁淀川水系
(21) <u>中土佐町</u>	<u>渡川水系、久礼川、大坂谷川、上の加江川、矢井賀川</u>
(22) 佐川町	仁淀川水系
(23) 越知町	仁淀川水系
(24) 日高村	仁淀川水系
(25) 四万十町	渡川水系、興津・志和海岸
(26) 黒潮町	伊与木川、蜷川、湊川、加持川、蛎瀬川

3 市町村の水防組織

(1) 水防組織の編成基準

市町村の水防組織は、県の水防組織に準じて編成しなければならない。

(2) 水防団の活動体制

水防団の活動については、次の4段階の体制によるものとする。

- イ 待機 水防団の足留を行う体制
- ロ 出動準備 水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
- ハ 出動 水防団が出動する体制
- ニ 解除 水防活動の終了

1.1 重要水防区域

(1) 河川

沿岸名	河川名 又は 海岸名	所轄 土木事 務所名	責任 市町村 名	危険区域		特に危険な場所及び対策				溢流・決壊等を予想した被害				避難場所	
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想 される 危険 状況	水防 工法	公共 施設	一般 戸数	人口 (人)	耕地 (ha)	
久礼川	長沢川	須崎	中土佐町	左 右	2,000 2,000	左 右	1,000 1,000	中土佐町久礼	溢水	土俵積	3	380	1,107	50	町が指示する 場所
〃	久礼川	〃	〃	左 右	1,400 1,400	左 右	1,200 1,200	中土佐町久礼	〃	〃	3	25	120	50	久礼小学校
大坂谷川	大坂谷川	〃	〃	左 右	4,000 4,000	左 右	2,000 2,000	中土佐町久礼～ 大坂	〃	〃	2	501	1,523	40	町が指示する 場所
上ノ加江 川	上ノ加江 川	〃	〃	左 右	800 800	左 右	700 700	中土佐町 上ノ加江	〃	〃	4	70	200	20	上ノ加江 小学校
渡川	竹原川	〃	〃	左 右	500 500	左 右	500 500	中土佐町 大野見竹原	〃	〃	2	24	57	5	町が指示する 場所
〃	〃	〃	〃	左 右	1,000 1,000	左 右	700 700	中土佐町 大野見竹原	〃	〃	2	35	60	6	町が指示する 場所
〃	四万十川	〃	〃	左 右	2,000 2,000	左 右	700 700	中土佐町大野見 奈路・吉野	〃	〃	3	50	120	10	町が指示する 場所
〃	〃	〃	〃	左 右	1,000 1,000	左 右	500 500	中土佐町 大野見神母野	〃	〃	1	4	20	1	町が指示する 場所
〃	〃	〃	〃	左 右	1,000 1,000	左 右	500 500	中土佐町 大野見大股	〃	〃	2	2	10	3	町が指示する 場所

(2) 海岸

所管別	沿岸名	海岸名	所轄 土木事務 所名	責任 市町村 名	重要水防 区域延長 (m)	特に危険な箇所及び対策				地区の概要				避難場所
						延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防工法	公共 施設	一般 戸数	人口 (人)	耕地 (ha)	
水産庁	土佐湾	上ノ加江 漁港海岸	須崎	中土佐町	260	260	中土佐町 上ノ加江	越波	土俵積		30	103		町が指示する 場所

12 急傾斜地崩壊危険区域指定済一覧表

区域名	所在地		指定	告示	面積	備考
	町村	字	年月日	番号	(ha)	
久礼永久町	中土佐町	久礼	S48.10.8	第471号	1.34	
久礼学校山	"	"	"	"	1.24	
久礼西谷	"	"	"	"	0.70	
久礼伊屋	"	"	"	"	0.95	
上ノ加江南	"	上ノ加江	"	"	2.61	
上ノ加江北	"	"	"	"	1.05	
竹原	"	大野見竹原	"	第741号	3.13	
権野々	"	大野見権野々	S54.3.20	第142号	3.66	
奈路	"	大野見奈路	S59.2.29	第109号	3.00	
惣崎	"	大野見大股	"	"	3.00	
大棚	"	久礼	S60.10.18	第681号	3.00	
矢井賀	"	矢井賀	S61.4.21	第276号	2.00	
寺中	"	大野見奈路	S63.6.9	第348号	4.00	
矢井賀(北)	"	矢井賀	H1.8.2	第490号	0.85	
神母野(下)	"	大野見神母野	H3.10.11	第488号	3.00	
土居	"	久礼	H5.1.8	第2号	1.77	
長畠	"	久礼	H6.3.31	第180号	1.22	
虚空藏山	"	大野見久万秋	H7.2.17	第72号	1.50	
松の川	"	久礼	H8.3.29	第185号	3.45	
西屋敷	"	大野見萩中	H9.2.3	第88号	1.90	
笹場	"	上ノ加江	H9.3.24	第253号	2.81	
竹ヶ谷	"	大野見神母野	H10.3.20	第140号	2.26	
カジヤシキ	"	大野見吉野	H14.2.22	第68号	1.52	
久万秋	"	大野見久万秋	"	"	2.19	
道の川	"	久礼	H14.3.5	第87号	1.79	
灰原	"	久礼	H17.8.5	第578号	1.81	
灰原(追加)	"	久礼	H22.4.23	第252号	0.256	
常賢寺	"	久礼	H20.10.17	第634号	4.98	
大野見梅ノ木谷	"	大野見吉野	H20.10.17	第634号	1.1	
灰原越	"	久礼	H24.8.21	第544号	2.56	
吉野	"	大野見吉野	H27.8.21	第478号	1.61	
長沢下	"	久礼	"	"	1.59	
大野	"	久礼	R元.8.2	第270号	1.61	
川崎	"	久礼	R3.6.15	第377号	5.29	
			※注・県の指定内容を記載しているため、表記が一致しない箇所があります。			

1 3 水位観測所一覧表

種別 テ：テレメーター
自：自記
量：量水標
電：電話応答

整理番号	所轄区分	河川名(水系名)	観測所名	所在地	種別	水防団待機水位	はん濫注意水位	零点高Elm	観測人委託等の場合	備考
44	須崎土木事務所	久礼川	久礼	中土佐町大字久礼字円津井口	テ	2.30	4.70	2.77		

危機管理型水位計

整理番号	所轄区分	河川名(水系名)	観測所名	所在地	備考
1	須崎土木事務所	長沢川(久礼川)	長沢橋	中土佐町久礼	
2	須崎土木事務所	四万十川(渡川)	奈路	中土佐町大野見	
3	須崎土木事務所	上ノ加江川	上ノ加江	中土佐町上ノ加江	
4	須崎土木事務所	大坂谷川	乙女橋	中土佐町久礼	

1 4 気象観測所（雨量、検潮、風力等）一覧表

(1) 雨量観測所（高知県所管 テレメーター）

整理番号	所轄区分	流域名	観測所名	所在地	備考
29	須崎土木事務所	久礼川	中土佐	中土佐町久礼 6653-1	

(2) 雨量観測所（国土交通省及び気象台 テレメーター）

整理番号	所轄区分	流域名	観測所名	所在地	備考
35	国土交通省 中村河川国道事務所	四万十川	大野見テレ	中土佐町大野見奈路字山の神山	

(3) 検潮・波高計

漁港・港湾名	位 置	管理者
久礼港	中土佐町鎌田（検潮）	国土交通省国土地理院

15 高知県設置計測震度計

設置場所	施設名	備 考
中土佐町久礼 6663-1	中土佐町役場	
中土佐町大野見吉野 12	大野見振興局	

16 水門・樋門等一覧表

○港湾・漁港								
番号	施設No.	海岸名	種類	操作方法	施設名	断面寸法	所在地	委託機関
1	久1	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	8.00×1.20	ふるさと海岸 中土佐消防団中央分団
2	久2	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	1.50×1.50	ふるさと海岸 //
3	久3	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	2.50×1.50	ふるさと海岸 //
4	久4	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	2.10×1.50	ふるさと海岸 //
5	久5	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	2.20×1.50	ふるさと海岸 //
6	久6	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	2.40×1.40	ふるさと海岸 //
7	久7	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	2.40×1.35	ふるさと海岸 //
8	久8	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	3.00×1.30	ふるさと海岸 //
9	久9	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	3.00×1.30	ふるさと海岸 //
10	久10	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	4.00×1.00	ふるさと海岸 //
11	久11	久礼	陸閘	手動	横引	久礼防波堤	4.20×2.20	ふるさと海岸 //
12	久12	久礼	陸閘	手動	スイング	久礼防波堤	2.40×1.10	ふるさと海岸 //
13	久13	久礼	陸閘	手動	スイング	久礼防波堤	2.40×1.10	ふるさと海岸 //
14	久14	久礼	陸閘	手動	スイング	久礼防波堤	2.00×2.00	ふるさと海岸 //
15	内1	久礼	陸閘	手動	スイング		4.50×0.70	久礼内港 //
16	内2	久礼	陸閘	手動	スイング		1.00×0.40	久礼内港 //
17	内3	久礼	陸閘	手動	スイング		2.00×2.00	久礼内港 //
18	内4	久礼	陸閘	手動	スイング		4.00×2.60	久礼内港 //
19	内5	久礼	陸閘	手動	スイング		4.60×2.30	久礼内港 //
20	内6	久礼	揚水機場	動力	スイング	久礼内港胸壁	4.60×2.30	久礼内港 //
21	内7	久礼	陸閘	手動	横引		5.20×0.75	久礼内港 //
22	元1	久礼	水門	手動	スライド	大野防波堤	8.90×1.00	大野 //
23	港1	上ノ加江	水門	手動	スルース	南防波堤	2.00×1.00	綱代 中土佐消防団上ノ加江分団
24	港2	上ノ加江	水門	手動	スルース		11.00×1.00	上ノ加江漁港 //
25	漁1	上ノ加江	陸閘	手動	横引		2.00×1.50	上ノ加江漁港 //
26	漁2	上ノ加江	陸閘	手動	横引		2.00×1.50	上ノ加江漁港 //
27	漁3	上ノ加江	陸閘	手動	横引		6.25×1.53	上ノ加江漁港 //
28	漁4	上ノ加江	陸閘	手動	横引		22.00×1.70	上ノ加江漁港 //
29	漁5	上ノ加江	陸閘	手動	横引		5.00×1.50	上ノ加江漁港 //
30	漁6	上ノ加江	陸閘	手動、水圧	横引		7.00×1.40	上ノ加江漁港 //
31	漁7	上ノ加江	陸閘	手動	横引		2.00×1.50	上ノ加江漁港 //
32	漁8	上ノ加江	陸閘	手動	横引		2.00×1.50	上ノ加江漁港 //
33	漁9	上ノ加江	陸閘	手動、水圧	横引		6.25×1.53	上ノ加江漁港 //
34	漁10	上ノ加江	陸閘	手動、電動	横引		22.00×1.70	上ノ加江漁港 //
35	漁11	上ノ加江	陸閘	手動	横引		5.00×1.50	上ノ加江漁港 //
36	漁12	上ノ加江	陸閘	手動	スイング		7.00×1.40	上ノ加江漁港 //
37	漁13	上ノ加江	陸閘	手動	横引		5.00×1.20	上ノ加江漁港 //
38	漁14	上ノ加江	陸閘	手動	スイング		7.00×2.90	上ノ加江漁港 //
39	漁15	上ノ加江	陸閘	手動	スイング		1.50×0.90	上ノ加江漁港 //
40	漁16	上ノ加江	陸閘	手動	横引		5.00×1.10	上ノ加江漁港 //
41	漁17	上ノ加江	陸閘	動力	ローラー		8.50×2.30	上ノ加江漁港 //
42	5	小矢井賀	水門	電動	ローラー	小矢井賀樋門	11.00×2.80	小矢井賀 //

○海岸									
番号	施設No.	海岸名	種類	検査方法		施設名	断面寸法	所在地	委託機関
43	3	押岡	陸閘	手動	横引		1.50×1.60	押岡	中土佐消防団上ノ加江分団
44	4	押岡	陸閘	手動	横引		3.50×1.60	押岡	"
○河川									
番号	河川名		種類	検査方法		施設名	断面寸法	所在地	委託機関
45	二級河川久礼川水系久礼川		樋門	手動	鉄製巻上	久礼樋門①	1.25×1.25		中土佐消防団中央分団
46	二級河川久礼川水系久礼川		樋門	動力	ステン製	久礼樋門②	3.20×2.00		"
47	二級河川久礼川水系久礼川		陸閘	手動	アルミ製	久礼陸閘(上流)	1.50×1.05		"
48	二級河川久礼川水系久礼川		陸閘	手動	アルミ製	久礼陸閘(下流)	1.50×1.05		"
49	二級河川久礼川水系久礼川		樋門	手動	鉄製巻上	和田陸閘	1.50×1.50		"
50	二級河川上ノ加江川		樋門	動力	鉄製巻上	上ノ加江陸閘①	3.50×1.50		中土佐消防団上ノ加江分団
51	二級河川上ノ加江川		樋門	手動	鉄製巻上	上ノ加江陸閘②	1.65×1.05		"
○その他(所管:改良区)									
番号	施設No.	河川名	種類	検査方法		施設名	断面寸法	所在地	委託機関
52	1	大坂谷川		動力	ローラー		2.50×1.50	久礼古谷	中土佐消防中央分団
○その他(所管:役場)									
番号	施設No.	海岸名	種類	検査方法		施設名	断面寸法	所在地	検査担当及び受託機関
53	1	矢井賀	陸閘	手動	横引		3.00×1.30	矢井賀	中土佐消防上ノ加江分団
54	2	矢井賀	陸閘	手動	スイング		2.60×2.60	矢井賀	"
55	3	矢井賀	陸閘	手動	横引		5.20×2.60	矢井賀	"
56	4	矢井賀	水門	動力	RG・FG		2.50×2.50	矢井賀	"
57	5	矢井賀	水門	動力	スライド		2.00×1460	矢井賀	"

17 排水機場

管理機関名	河川名 (港湾名)	地区名 市町村・地区	施設の内容		
須崎土木	久礼港	中土佐町久礼	ポンプ	90 立法メートル/分	Φ900 ミリメートル
中土佐町	清水川	中土佐町中島	1号ポンプ	220 立法メートル/分	Φ1,350 ミリメートル
			2号ポンプ	315 立法メートル/分	Φ1,500 ミリメートル

18 水防施設（倉庫等）及び備蓄資材器具

品 名	品 名	品 名
土のう袋	はしご	にない棒
縄	荷車	掛矢
むしろ	鉄線 #10	蛸槌
杉丸太 末口 10cm 5 m	バケツ	割木
〃 〃 4	つる鍬	足場板 20cm×5 cm×6 m
〃 〃 3	大型照明灯	予備土
〃 〃 6 2	懐中電灯	とびぐち
鍬	ろうそく	ロープ (径 2 cm)
鎌	ペンチ	ハンマー
鋸	スコップ	鉄くい 150×8 m
斧	しょうれん	しの
かすがい	じょうれん	柄がま
どうつき		

19 水防管理団体の現況

令和 4 年 3 月 1 日現在

水防管理 団体名	指定/ 非指定	水防団員数		
		専任	兼任	計
中土佐町	指定	—	148	148

20 水防関係団体電話一覧表

関係機関の種類	所在地	名称	電話番号
国土交通省	高知市六泉寺町96-7	高知河川国道事務所	088-833-0111 088-831-6979
	高知市春野町弘岡上1992	仁淀川出張所	088-894-2044
	南国市立田古番所1347-1	物部川出張所	088-863-2720
	高知市春野町東諸木字名村1298-1	高知海岸出張所	088-848-0038
	四万十市右山2033-14	中村河川国道事務所	0880-34-7301
	〃 山路カウカ峯山1629-2	四万十川出張所	0880-36-2320
	〃 古津賀2286-6	後川出張所	0880-34-2252
	高知市江陽町2の2	土佐国道事務所	088-884-0359
	〃 種崎874	高知港湾・空港整備事務所	088-847-3511
	吾川郡仁淀川町高瀬3815	大渡ダム管理所	0889-32-2120
独立行政法人 水資源機構	宿毛市平田町戸内1692-1	中筋川総合開発工事事務所	0880-66-0142
	土佐郡土佐町田井6591-5	早明浦ダム・高知分水管理所	0887-82-0485
森林管理局	高知市丸の内1丁目3-30	四国森林管理局	088-821-2200
海上保安庁	〃 桟橋通5丁目4番55号	高知海上保安部	088-832-7113
気象庁	〃 本町4丁目3-41	高知地方気象台	088-822-8883
	室戸市室戸岬町	室戸岬測候所	0887-22-0337
	土佐清水市足摺岬	清水測候所	0880-88-0131
NTT	高知市帶屋町2丁目5-11	NTT西日本高知支店	088-821-3466
J R	〃 栄町3-2-3	四国旅客鉄道(株) 高知保線区	088-882-8127
土佐くろしお鉄道	四万十市駅前町7-46	土佐くろしお鉄道(株)	0880-34-4531 0880-35-5240
自衛隊	香南市香我美町上分3390	陸上自衛隊高知駐屯地	0887-55-3171
管区警察局	高知市丸の内2-4-30	高知県情報通信部	088-826-0110
市長会	〃 本町5-1-45 (高知市役所政策企画課内)	高知県市長会	088-823-9407
町村会	〃 本町4-1-35(自治会館)	高知県町村会	088-823-3216
新聞社	高知市本町3-2-15	高知新聞社	088-822-2111
	〃 駅前町5-5	読売新聞社高知支局	088-884-9111
	〃 本町4-2-44	毎日新聞社	088-822-2211
	〃 本町5-1-13	朝日新聞社高知総局	088-823-5115
	〃 上町1-4-9	産業経済新聞社高知支局	088-822-9131
	〃 本町3-2-15	共同通信社高知支局	088-822-5515
	〃 上町2-5-1	時事通信社高知支局	088-872-1717
	〃 本町4-2-44	日本経済新聞社高知支局	088-872-2334

関係機関の種類	所 在 地	名 称	電話番号
放送局	〃 本町3-3-12	NHK高知放送局	088-823-2300
	〃 本町3-2-15	(株)高知放送	088-822-2111
	〃 北本町3-4-27	(株)テレビ高知	088-880-1111
	〃 若松町10-11	高知さんさんテレビ(株)	088-880-0033
	〃 鷹匠町2-1-5	(株)エフエム高知	088-872-1100
電力	〃 本町4-1-11	四国電力(株)高知支店	088-822-9211
	安芸郡北川村長山177	電源開発(株)高知電力所	0887-38-4003
交通	高知市桟橋通4-12-7	とさでん交通(株)	088-833-7115
	〃 大津乙1879-9	高知県バス協会	088-866-0505
	〃 大津乙1879-9	高知県ハイヤー協会	088-866-6555
	〃 南の丸5-17	高知県トラック協会	088-832-3499
アマチュア無線	高知市新屋敷1-9-5-11	日本アマチュア無線連盟 高知県支部	088-820-3170
警察	〃 丸ノ内2-4-30	高知県警察本部	088-826-0110
消防	〃 丸の内1-7-45	高知市消防局	088-822-8151
県庁	高知市丸ノ内1-2-20	高知県庁	088-823-1111
土木事務所	室戸市浮津71	室戸事務所	0887-22-1531
	安芸市矢ノ丸1-4-36	安芸土木事務所	0887-34-3135
	南国市大塙甲1592	中央東 〃	088-863-2171
	香美市物部町大柄	広域補修班大柄基地	0887-58-2033
	長岡郡本山町本山946-6	本山事務所	0887-76-2105
土木事務所	高知市稻荷町11-26	高知土木事務所	088-882-8141～ 088-882-8145 088-882-8646
	〃 種崎874	高知港事務所	088-883-3710
	吾川郡いの町1381	中央西土木事務所	088-893-2111～ 088-893-2114
	高岡郡越知町越知甲2228-1	越知事務所	0889-26-1161
	須崎市東古市町6-26	須崎土木事務所	0889-42-1700
	〃 四万十町琴平町474-1	四万十町事務所	0880-22-1212
	四万十市古津賀4-61	幡多土木事務所	0880-34-5222
土木事務所	土佐清水市清水ヶ丘28-10	土佐清水事務所	0880-82-1232
	宿毛市宿毛5342-7	宿毛 〃	0880-63-2141

関係機関の種類	所在地	名称	電話番号
ダム 管理事務所等	香美市香北町永瀬1328-1	永瀬ダム管理事務所	0887-58-2046
	高知市鏡今井2552-1	鏡ダム〃	088-896-2437
	高岡郡越知町五味2427-7	桐見ダム〃	0889-26-1160
	宿毛市橋上町坂本514-39	坂本ダム建設事務所	0880-64-0321
	吾川郡春野町芳原2485	春野総合運動公園事務所 (中央西土木所管)	088-841-3107

2.1 土木詰所廃止に伴う災害時における連絡場所

旧詰所名	新連絡場所	局名	市外局番	番号
須崎土木久礼	中土佐町役場	久礼	0889	52-2211
須崎土木大野見	中土佐町役場大野見振興局	大野見	0889	57-2021

2.2 諸用語

(1) 気象用語

気象用語は「一般対策編」巻末参照。

(2) 水防用語

水防に関する用語を次に示す。

ただし、被災状況の表現には注意が必要である。

(例) 堤防決壊

堤防の全部または一部の破損を意味する用語で侵食やのり崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊し、破堤・氾らんしている状態と混同されやすいので、具体的に裏のり崩れ、漏水、破堤・氾らんなどの言葉を用いることが望ましい。

ア 河川

- (ア) 亀裂 堤防に亀裂を生じること。
- (イ) 決壊 堤防が崩壊し、水が堤防から流れ出すこと。
- (ウ) 越水 堤防を超えて、水があふれ出すこと。
- (エ) 溢水 堤防のない護岸などから、水があふれ出ること。
- (オ) 洗掘 激しい川の流れなどにより、堤防の土が削りとられること。
- (カ) 漏水 河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みちができて、川の水が漏れること。
- (キ) 法崩れ 雨の浸透や川の流れなどにより、堤防の斜面が崩れること。

イ 海岸

- (ア) 亀裂 堤防に亀裂を生じること。
- (イ) 決壊 高波等により堤防が壊れて崩れること。(破堤)

(ウ) 越波 堤防よりも高い波が来た場合に、海水が陸側へ流入すること。

ウ 道路

(ア) 路側欠壊 道路の側面が欠けること。

(イ) 路面流出 道路の表面がデコボコになること。

(ウ) 崩土 道路に土砂が崩れること。

(エ) 落石 風化などにより不安定になった岩塊や石が斜面から転落すること。

エ 砂防

(ア) 土石流 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流されるもの。

(イ) 地すべり 斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象。

(ウ) がけ崩れ 地中にしみ込んだ水分により斜面が不安定になり、雨や地震などの影響によって急激に崩れ落ちること。

2.3 水防関係資料

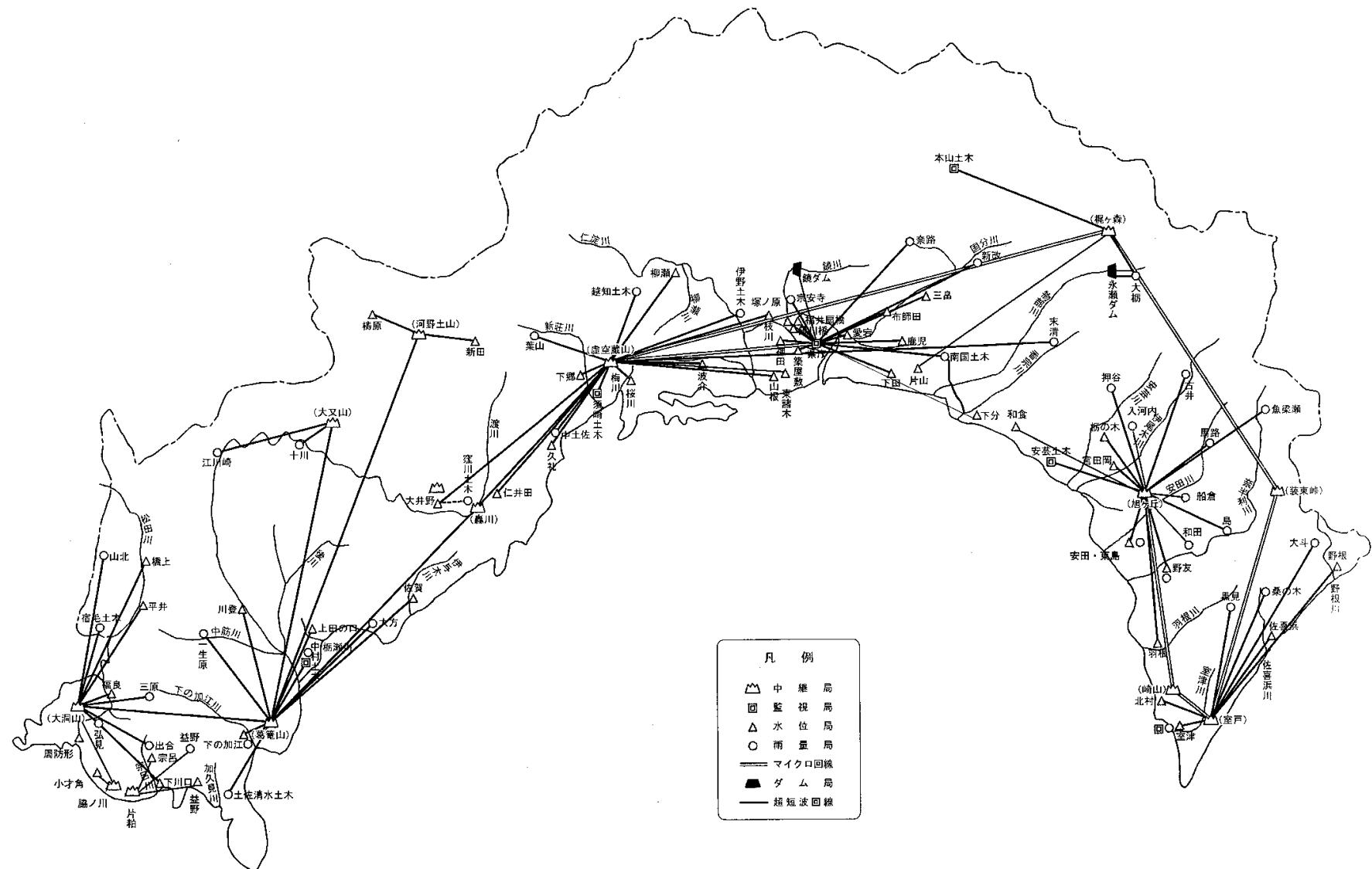
附図1 高知県内雨量観測所



附図2 高知県内水位観測所



附図3 高知県水防テレメーター観測局位置図



様式 1 (並びに記載例)

水防活動実施報告(速報)

年 月 日

市町村長

土木事務所長

高知県土木部長あて

下記のとおり報告します。

水防管理 団体名 土木事務 所名	水防活動 延人員	水防 活動費 (A)	使用(消費)資材費			合計 (A+B)	水防活動 を実施 した日	備考
			主要資材	その他の 資器材	小計(B)			
	人	円	円	円	円	円	円	

註 1. 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、
鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、土砂の17品目である。

2. 用紙はA4書きとする。

様式 2

台風豪雨高潮

月 日 水 防 活 動 実 施 調 査 表

土木事務所

市町村

水 防 活 動 実 施 状 況									
日 時	位 置	実施工法	水 防 团 員	出 動	人 員	自衛隊員	そ の 他	合 計	左記出動人員中他団体からの応援の有無
自 日	時 時		水 防 团 員	消防 团 員	延 人	延 人	延 人	人	人
至 日	至 時		水 防 团 員	消防 团 員	延 人	延 人	延 人	人	人
実 施箇 所	河 川 名	郡 町 村	大字	実 及 施 善 び 所 の 处 原 因 置					功名及び労者氏名又は団体の理由
所 要 経 費									
県 費	儀 表	儀 表	板 類	板 類	枚	枚	枚	枚	水 防 効 果
管 理 団 体 費	か ま す	か ま す	鐵	鐵	kg	kg	kg	kg	
そ の 他	布 袋	類	枚	枚	釘	釘	本	本	
計	た た み	た た み	枚	枚	か す が い	か す が い	本	本	
人 件 費	む し ろ	む し ろ	枚	枚	蛇 瓢	蛇 瓢	本	本	
食糧費	な わ	な わ	kg	kg	石	石	m³	m³	
資 材 費	竹	竹	束	束	そ の 他	そ の 他	本	本	
器 材 費	木	木	本	本	木	木	本	本	
そ の 他	丸	丸	本	本	本	本	本	本	
計	く い	く い	本	本	本	本	本	本	

2 4 災害救助法の適用基準

[災害救助法の適用基準]

指標となる被害項目	滅失世帯数
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40世帯以上
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数 かつ町内の住家が滅失した世帯の数	県 1,000世帯以上 かつ 町 20世帯以上
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数	県 5,000世帯以上
(4) 町の被害が上記(1)(2)または(3)に該当しないが、 知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合	

[被災世帯の算定]

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

[被害認定の基準]

被害認定は、災害の被害認定基準等に基づき、損壊基準判定または損害基準判定のいずれかによって行います。具体的な調査方法及び判定方法については、内閣府が示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定します。

[世帯及び住家の単位]

区分	内 容
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする）
住家	現実に居住のために使用している建物をいう。但し、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもつて1住家として取り扱う。

25 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

(平成30年5月29日現在)

注:救助の程度・方法期間は災害救助法で救助の種類ごとに定められている。
限度額については、県規則により毎年改訂が行われる。

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 避難所生活において特別な配慮の必要な高齢者、障害者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算。	災害発生の日から7日以内。	1 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難生活が長期にわたる場合において、避難者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借り上げを実施し、供与することができる。
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに建設及び民間賃貸住宅の借り上げ等により供与する	1 1戸当たりの規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとする。 2 限度額1戸当たり561万円以内 3 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	建設型は、災害発生の日から20日以内着工。借上型は、災害発生の日以降に速やかに実施。	1 原則として公用地を利用するが、利用が困難な場合は民有地を利用する。 2 高齢者等の日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を応急仮設住宅として設置できる。 3 賃貸住宅の借り上げを実施し、これらに収容することができる。 4 供与期間最高2年内
炊き出し その他による 食品の給与	避難所に避難している者または住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内。	
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内。	支出できる範囲 ・水の購入費 ・給水及び浄水に必要な機械・器具の借り上げ、修繕及び燃料の経費 ・薬品及び資材の経費

補助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考		
被服、寝具 その他 生活必需品の 給与又は貸与	住宅の全焼、全壊、流失、半焼、半壊若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日をもって決定する夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別及び世帯区分により、下記に掲げる額以内。	災害の発生の日から10日以内。	被覆、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は被害の実情に応じ現物をもって行う。		
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
	全壊	夏 18,500	23,800	35,100	42,000	53,200
	全焼	冬 30,600	9,700	55,200	64,500	81,200
	流失	夏 6,000	8,100	12,200	14,800	18,700
	半壊	冬 9,800	12,800	18,100	21,500	27,100
	半焼					3,500
	床上浸水					
医療	災害のため医療のみちを失った者に対する応急的処置	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 一般の病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	医療の範囲 ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者	1 救護班等 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん又は分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給		
災害を受けた者の救出	災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	支出できる費用 ・舟艇その他救出のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料等の経費		
災害を受けた住宅の応急修理	災害のため住宅が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分の修理 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内に完了。	現物をもって行う		
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住することができない状態になり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者。	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,400円以内。	災害発生の日から10日以内に完了。	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上げ費又は、購入費、輸送費、賃金職員雇用費等。		

補助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業業 1 件当たり 3 万円 2 就職支度費 1 件当たり 15,000 円	災害発生の日から 1 カ月以内に完了	1 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、具体的な事業計画と貸与者に償還能力があること 2 貸与期間は 2 年以内で無利子
学用品の給与	住宅の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部生徒を含む）及び高等学校等生徒（定時制の課程及び通信制の課程を含む）中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）	1 教科書代 ・小学校事項及び中学校生徒 教科書の学校に関する臨時措置法に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材実費 ・高等学校生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品費 ・小学校児童 1 人当たり 4,400 円 ・中学校生徒 1 人当たり 4,700 円 ・高等学校生徒 1 人当たり 5,100 円	災害発生の日から（教科書）1 カ月以内に完了 (文房具及び通学用品) 15 日以内に完了	支出できる範囲 ・教科書 ・文房具 ・通学用品
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内に完了	支出できる範囲 舟艇その他搜索のため必要な機械・器具等の借上げ又は購入、修繕、燃料等の経費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)を行う。	1 救護班 (洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) 死体一時収容のための既存建物借上費 通常の実費 既存の建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 2 救護班以外 当該地域の慣行料金	災害発生の日から 10 日以内に完了	1 支出できる範囲 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 2 検査は原則として救護班。救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	・大人(12 歳以上) 1 体当たり 211,300 円以内 ・小人(12 歳未満) 1 体当たり 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	支出できる範囲 ・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員等雇用費を含む） ・骨つぼ及び骨箱

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間内	支出できる範囲 ・被災者の避難 ・医療及び助産 ・災害を受けた者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分

<実費弁償に関して必要な事項>

(1) 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職種	日当（1人1日当たり）	時間外勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	23,600	職種ごとに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。	職種ごとに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	14,400		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	14,300		
救急救命士	14,100		
土木技術者及び建築技術者	15,600		
大工	21,200		
左官	21,700		
とび職	22,000		

(2) 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した金額以内とする。

2-9-6 被害状況報告

(1) 被害状況報告基準

被害項目			報 告 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。	
住 家 の 被 害	住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、社会通念上の住家であるかを問わない。	
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。	
	全 壊 (全 焼)	住家がその居住するための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的に住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。	
	一部破損	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス2~3枚割れた程度のものは除く。	
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
	非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用、又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その 他 被 害	田 畠 被 害	流失 埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋りょう		「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋りょうの一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

被害項目		報 告 基 準
	砂 防	「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	電 話	「電話」とは、通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電 気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水 道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガ ス	「ガス」とは、LPGガスが供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
り 災 者	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り 災 帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

注1：住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物、又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として、算定するものとする。

注2：損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変形を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

注3：主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

27 炊き出し予定施設

【中土佐地区】

施設名	TEL	責任者	住所	備考
久礼保育所	52-2131	保育所長	久礼 7749-1	
久礼小学校	52-2143	小学校長	久礼 7758-1	
人権啓発センター	52-3939	センター長	久礼 5251-1	
上ノ加江保育所	54-0030	保育所長	上ノ加江 5581	
上ノ加江小学校	54-0114	小学校長	上ノ加江 5581	
旧矢井賀小学校		総務課長	矢井賀甲 435	

【大野見地区】

施設名	TEL	責任者	住所	備考
大野見振興局	57-2021	地域振興課長	大野見吉野 12	
大野見青年の家	57-2129	教育長	大野見吉野 232	
大野見中学校	57-2445	中学校長	大野見吉野 219	
大野見小学校	57-2446	小学校長	大野見吉野 219	
中土佐町立学校給食センター	57-2135	センター長	大野見吉野 219	
神母野集落センター		地域振興課長	大野見神母野 1025-1	
萩中集落センター		"	大野見萩中 1237	

28 防疫薬剤の使用基準

(1) 一般防疫

ア 井戸等飲料水施設の消毒

浸水井戸 1個あたり クロール石灰（晒粉）200 グラム

イ 浸水家屋、便所などの消毒

床上浸水家屋 1戸あたり クレゾール 200 グラム以内

床下浸水家屋 1戸あたり クレゾール 50 グラム以内

全浸水家屋 1戸あたり 消石灰 6 キログラム以内

(2) そ族・昆虫駆除

床上浸水家屋 1戸あたり ダイアジノン 4.0 リットル

床下浸水家屋 1戸あたり 殺虫剤 1.8 リットル

全浸水家屋 1戸あたり マラソン粉剤 750 グラム

29 処理施設

(1) ゴミ処理施設

名称	所在地	処理能力	処理方法	電話連絡
高幡東部清掃組合	高岡郡中土佐町久礼 5966	45t/日	RDF	0889-52-3538

(2) し尿処理施設

名称	所在地	処理能力	処理方法	電話連絡
高幡東部清掃組合	高岡郡中土佐町 久礼 5966	64kℓ/日	浄化槽汚泥混入率の高い 脱窒素処理方式+高度処理	0889-52-3538

30 交通規制区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 または制限	災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車輌等	道路交通法 (昭和 35 年 法律第 105 号) 第 4 条第 1 項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合に災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車輌 以外の車輌	災対法第 76 条
公安委員会	同上	警戒宣言が発せられた場合において住居者等の避難の円滑な実施または輸送を確保するため必要があると認めるとき。	歩行者 車 輛	大規模地震 対策特別措置法 第 24 条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が 1箇月未満のものについて実施する。	同上	道路交通法 第 5 条第 1 項
警察官	同上	災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。	同上	道路交通法 第 6 条第 4 項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第 46 条第 1 項

3.1 従事命令、協力命令

(1) 強制命令の種類と執行官

災害応急活動実施のため、入員が不足し、緊急に確保する必要が生じた時、関係法令に基づぎ、住民等に労務の提供を求めることができる。

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 災害対策基本法第65条2項	市町村長 警察官・海上保安官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第7条1項 災害対策基本法第71条2項	知事 (委任を受けた市町村長)
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長消防機関の長

(2) 命令対象者

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法および災害救助法による知事の 従事命令（災害応急対策ならびに救助作業）	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師、または看護師 3. 土木技術者または建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者およびこれらの従業者 6. 地方鉄道業者およびその従業者 7. 軌道経営者およびその従業者 8. 自動車運送業者およびその従業者 9. 船舶運送業者およびその従業者 10. 港湾運送業者およびその従業者
災害対策基本法および災害救助法による知事の 協力命令（災害応急対策ならびに救助作業）	救助を要する者およびその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令・（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にいる者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者または水防の現場にいる者